

(仮称) 明石市障害者差別解消条例検討会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 明石市障害者差別解消条例(以下「条例」という。)について当事者等の意見を聴くため、(仮称) 明石市障害者差別解消条例検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、条例に盛り込むべき項目及び内容に関することについて、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 検討会は、構成員30人以内をもって組織する。

2 構成員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 障害者施設関係者
- (6) 障害者又は障害者の家族
- (7) 障害者団体の代表者
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活支援に関連する事業者の代表者
- (9) 教育関係者
- (10) 関係行政機関の職員
- (11) 公募市民
- (12) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 構成員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(会議)

第5条 検討会の会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成27年4月23日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。